

2021JTA 発069号
2021年12月15日

加盟団体 各位
JTA 主催大会共催団体 各位
JTA 主催大会主管団体 各位
その他の関係者・関係団体 各位

公益財団法人日本テニス協会
専務理事 福井 烈



安全と安心確保 — 1月以降の JTA 協会主催大会開催に関する基本方針について

新型コロナウイルス禍における JTA 公式トーナメントにつきましては、政府・自治体の方針にもとづき 7月14日に【JTA 公式トーナメント開催ガイドライン】を改訂し、これに基づいた開催をお願いしております。

また、2021年内に開催の当協会主催大会につきましても、9月10日に【年内の日本テニス協会主催大会に関する基本方針】、9月14日に【年内開催 JTA 主催大会における大会運営関係者に対する PCR 検査の実施について】を決定し、これに基づいた開催を行っております。

今般、政府及びスポーツ庁から【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針】が発行され、新たな指針が示されました。

当協会としましては、11月19日付及び11月22日付で発行されたこの指針、及び当協会主催大会で積み重ねられた知見をもとに、2022年1月以降の当協会主催大会開催に関し、新たな基本方針をお伝え申し上げる次第です。

当協会は、日本のテニスを統括する中央競技団体として、安全と安心の確保を前提に、可能な限り主催大会を開催し、選手に日頃の練習成果を発揮する機会を、そしてステークホルダーの皆さまには活動の場を確保する使命を負っています。

各位には引き続きのご負担をおかけしますことお詫び申し上げますが、この使命を果たすためにご理解を賜れますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 日本テニス協会は、11月19日付政府発信、11月22日付スポーツ庁発信【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定等について】及び【JTA 公式テニストーナメント開催ガイドライン】に準拠し、また、これまでに得られた主催大会における知見を活かし、以下の感染症防止策を実施したうえで、2022年1月以降の大会を開催します。但し、政府及び開催地の都道府県から緊急事態措置区域及び重点措置区域の宣言が発令された場合、もしくは感染状況が急速に悪化し政府・開催地の都道府県の判断が出た場合には、12月15日付基本方針を停止・変更します。
2. 【JTA 公式テニストーナメント開催ガイドライン】にもとづく感染対策責任者が、感染安全防止計画を作成し、大会開催地都道府県による確認を受けた場合には、大会出場人数の上限は会場収容定員まで、かつ収容率の上限を100%とします。但し詳細は大会毎に別途定めます。
3. 当協会が定める【緊急時行動計画表(EAP)】の作成に留まり、大会開催地都道府県の確認を受けない場合の大会出場人数は、上限人数 5,000 人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%(大声あり)・100%(大声なし)とします。但し詳細は大会毎に別途定めます。

4. 政府及びスポーツ庁方針で要求されている参加者名簿の作成と来場者の行動管理及びCOCOA 導入の代替策として、(1)選手 (2)大会関係者 (3)帯同者 (4)観客 共に、引き続き当協会健康管理システム【HeaLo】の使用を、大会開催及び大会入場への必須条件とします。
5. 【JTA 公式テニストーナメント開催ガイドライン】を遵守し、感染基本対策である(1)三つの密の回避 (2)距離の確保 (3)マスクの着用 (4)手指の衛生 (5)換気、等を導入することを引き続きの条件とします。
6. 政府・スポーツ庁方針に基づき、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外では、ワクチン・検査パッケージ(PCR 検査陰性・ワクチン接種実績)の提示は求めません。

なお、JTA 公式トーナメント開催ガイドラインは、この度の政府方針の変更に伴い現在見直しを行っており、近日中に再改訂の予定です。

以上

添付資料 1. 令和 3 年 11 月 22 日付 スポーツ庁政策課発信
「新型コロナウイルス感染症基本対策の基本対処方針」の決定等について

ㄨ